

岐阜県公報

第二千四百十一号
平成二十五年一月十五日
(火曜日)

目次

都市計画の変更	告示	(都市政策課)	一七
公共測量の実施	告示	(用地課)	一八
指定管理者の変更の届出に関する公示		(街路公園課)	一八

告示

岐阜県告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十五年一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
高山都市計画道路
三・四・一号 花里本母線
三・五・五号 広小路線
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び高山市基盤整備部都市整備課

岐阜県告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

<p>平成二十五年一月十五日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 都市計画の種類及び名称 海津都市計画緑地 1号 木曾三川水郷公園</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域 都市計画図書において表示する区域</p> <p>三 縦覧場所 岐阜県都市建築部都市政策課及び海津市建設部都市計画課</p>	<p>公 示</p>	<p>公共測量の実施</p> <p>測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十五年一月十五日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 作業機関 関市</p> <p>二 作業種類 公共測量（基準点測量）</p> <p>三 作業期間 平成二十四年十二月二十五日から 同 二十五年三月十五日まで</p> <p>四 作業地域</p>
<p>関市</p> <p>指定管理者の変更の届出に関する公示</p> <p>岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の二第四項の規定により、世界淡水魚園のうち世界淡水魚園水族館を含む一部の区域の指定管理者である株式会社江ノ島マリノアコーポレーションから変更の届出があったので、同条例第九条の八の規定により、次のとおり公示する。</p> <p>平成二十五年一月十五日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 変更のあった事項 主たる事務所の所在地 （変更前）東京都千代田区大手町二丁目六番二号 （変更後）東京都千代田区有楽町一丁目七番一号</p> <p>二 変更年月日 平成二十四年十二月三日</p>	<p>編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐阜文芸社</p>	

平成二十五年一月十五日発行

発行者 岐 阜 県 庁

岐阜市藪田南二丁目一番一号

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐阜文芸社